

(第一類 第五号)

第二回 國會議員 文教委員會 議錄 第二十一号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午後三時二十四分開議

出席委員

委員長 松本 淳造君

理事 水谷 昇君 理事 高津 正道君

理事 西山 富佐太君 理事 柏原 義則君

理事 圓谷 光衛君 理事 富田 照君

理事 田淵 實夫君 理事 野老 誠君

理事 松澤 兼人君 理事 松本 七郎君

理事 伊藤 恭一君 理事 久保 猛夫君

理事 米田 吉盛君 理事 黒岩 重治君

理事 織田 正信君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部事務官 稻田 清助君

委員外の出席者

専門調査員 宇野 圓空君

専門調査員 横田重吉君 門田君

本日會議に付した事件

教科書の発行に關する臨時措置法案

(内閣提出(第一〇一七号))

○松本委員長

それでは會議を開きます。

教科書の発行に關する臨時措置法案

を議題といたします。

前回の委員会におきまして大体質疑

を終了いたしました。なお質疑

疑がございましたら御発言を願

います。

○松原委員

この中で焦点になりました

たのは、教科書の價格決定の問題だと

思ふのです。國定教科書の方は、昨年

相当刷つてストックがあるやうなうわ

さも聞いているのですが、適正價格と

いうのは、旧ベースでなしに新ベース

第一類第五号

文教委員會會議錄 第二十号 昭和二十三年六月二十九日

になるだらうと思ふのです。そうしま

すと、昨年つくつた書物が相当残つて

おるといふやうな聞きかたが、その

適正價格決定は新ベースを基準にして

認可するのですか。そうするとかなり

値上りになると思ふのです。従つてス

トックをもつておる所は、しこたまも

うけるといふやうなところになるのはな

かるうかと思ふのであります。ところが

が旧ベースのままで價格を抑えておき

ますと、今度は非常に本が安くなる。

その場合に檢定で生れてくるものとの

差が非常な開きになるということも考

えられるのであります。國定教科書と

檢定教科書との開きはどのくらいの見

透しをつけておるかということも伺

たいのであります。昨日政務次官は、

國定教科書が十円とすれば檢定は十一

円とするといふやうな例をとられまし

たが、わずか一割や二割の開きで、檢

定のりつばな教科書はとうていできる

見込みはないのであります。そういう

一割、二割の開きを考へておるのか。

あるいは二倍、三倍でも、高くてもよ

いものをつくつてやろうと考へておる

のか。また昨年の教科書の残つておる

ものが相当あると聞いておりますが、

それは旧ベースでできたものですが、

新ベースで賣り出すようにするのか。

價格の決定といふことは、非常に重大

なことだと思ひますが、その点につ

いて文部當局の御意見を伺ひます。

○稻田政府委員

ただいまの点につ

きましてお答え申し上げます。第一に

國定教科書のストックが相当あるが、

そのストックの分と新たに發行する分

との定價算定について、いかなるベ

ースによるかという御質問でございま

す。第一そのストックはないのであり

ます。教員数、生徒数にきちんと合

せまして、予備数としては五割ばかり

見ておりますが、これはその後の生徒

の異動とか、あるいは災害の場合の補

充に使ひますので、本屋の手もとにあ

るストック分はそうないのであります

が、かりにありまして、定價はこれ

は發行の日附によつて、いつ發行した

分の定價は幾らというふうにきめます

ので、それをもし今後賣り拂ひますよ

うな場合がありますれば、そのとき

の定價により、また今後作成いたしま

すものは定價算定基準によりまして、

その時の生産費を基準といたしますの

で、その間紛争はなからうと考へま

す。また檢定教科書と國定教科書との

價格の問題であります。これはもと

より部数によつて定價は非常に影響し

ますので、一概にどちらがどのくらい

になるという見当はつきにくいのであ

ります。定價算定基準によつて計算

いたしました場合、用紙代、印刷代は

のへに通ずる性質のものであらうと

思ふのであります。ただ檢定教科書に

おいては、編纂費あるいは印税とい

う部分、國定について見ますよりも

よけい見なければならぬ部分があり

ます。この点について大体どのくらいに

見ようかといふことは、目下この定價

算定基準をいへば、研究中でござい

ますので、結論は出ておりませんが、檢

定には檢定に相當な、無理のない定價

算定基準を出したいと考へておりま

す。

○水谷委員

ただいまの質問に關

連してあります。私どもの聞いて

おるところによりますと、ストックが

相当数あると聞いておるのであり

ます。ただいま稻田局長の御答弁によ

る、そうないやうに伺つたのであり

ます。これはひとつの程度あるの

が、特に御調査を願ふ必要があると思

ひます。そうしてこれによつて疑い

をさしはさむやうなことがないように、

今から御注意を願つておかなければな

らぬと思ひます。このストックがた

くさんありますならば、國定教科書の

値段も従つて安いと思ひます。安ければ

安いほどいいと思ふのであります。が、

これと比較して、檢定の方はこれから

つくるのでありますから、値段が高

なる。ただいま松原君のおつしやつた

やうに、檢定の方は、値段が高くな

つても、内容がよく採用する學校があ

れば、これを許可する方針にしてもら

はないと、せつなく檢定の制度を布

いても、実行ができないといふことにな

りますから、この点もよく御注意を願

ひたいと思ひます。

○稻田政府委員

先ほどお答え申し上げ

ましたやうに、ストックは總量の五

%でございまして、これはおおよそ私

どもの見込みからいいますと、年間に

かけてしまふ性質の分量でございま

す。今配給しておりますのは、小學校、

中學校にしか参りませんけれども、な

おそのほかに教員養成諸學校、ある

いは教育行政關係であるとか、ある

いは

なお國外關係から相當注文がございま

す。むしろ増部しなければならぬの

ではないかといふやうに考へておる

らいてございまして、なおまた國定に

きましては、年々適當な時期に應じ

ました修正をやつてまいります。従

いまして、新本は新本、旧本は旧本とし

まして、内容から見ましても実質が違

つて、内容から見ましても実質が違

つて、そのためにストックを持つてお

る者が不当にもうけをするといふや

うなことは、ますなからうと思ひま

す。御注意に従ひまして、十分その

点は研究いたしたいと思ひます。

○高津委員

將來は檢定が全部國定に

とつて代るであらうと思ひますが、

その中間の過渡期において、檢定の

見本を展示会に全國に配つた場合に、

たくさん注文が殺到して、そうして

一つの發行所では發行できないや

うな場合が生ずるかと思ひますが、

そういう場合に、文部省はどのように

それを処置するつもりでありまし

るか。

○稻田政府委員

檢定の教科書につ

きましては、それらの編纂者、著

作者が、著作権に基いて出版権を

設定するわけでありまして、かりに

今申しましたやうな場合におきま

しては、やはり著作者及び出版社

の間において、自然話合が進められ

て着者がつくべき性質のもの

だと思ひます。文部省にお

きましてそこに關与すべき性質の

ものではないと思ひます。もし自然

その間において関与の必要が生

じた場合には、それにはいります

が、一応それは著作者及び出版社の自由に相談すべき性質のものであると考へるのであります。

○田淵委員 教科書の定價を決定する前に、文部大臣の認可を得なければならぬという第十一條の規定であります。が、文部大臣の認可を必要とする場合に、そこにあるいはこれを助けるべき審議機関、もしくは査察機関、そういったようなものを設けてならないというお考えがありますならば、なぜ設けてはいけなかつたかという、その理由をひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 定價の認可につきましては、先般御説明申し上げましたように、定價算定基準と申しますところ、いまものを設定いたしました、それによりまして機械的に算定するようなことを考へております。従ひまして、個々の算定にあたりましては、自然にその結論が出てまいりわけでありまして、ただ算定基準そのものをきめます場合におきましては、なるべく廣く大方の御意見、専門家、実業家の御意見等も入れまして、われ／＼だけでなく十分方々の御意見も伺ひまして適正にきめたい、こう考へております。

○田淵委員 そうした場合、方々の意見を取入れる際に、そうした機関を法制化しておく必要はないのであります。

○稲田政府委員 ただいまのところ、そのために特別に法規に根拠する機関を設けるということまでは考へていないのでございますが、教科書制度全般に對する諮問機関としては、教科書委員会もあり、また特別委員会もございまして、そういう方面におきまして、御

研究の点もあり、もちろんそういう御意向は十分参酌いたしたいと存じます。

○松本委員長 他に御質疑はありませぬか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 それではこれより討論に入りたいと思ひます。通告に従ひまして圓谷光衛君。

○圓谷委員 この法案が教科書の需要供給を円滑にすること、さらにまた検定制によつて、りつばな教科書になるべく地方の状況に適したように配給するといふ目的でできておるのであります。至極結構な法案と思ひますが、

ありますが、ただ問題は、第十一條の價格が、文部大臣の認可によつて決定されるという問題であります。いかによい教科書が編纂されましても、結局價格が高い、國定教科書と格段の差があるという場合においては、この検定教科書が普及する可能性がないではないかと憂へるものであります。いろいろ政府当局の弁明によりますると、ただちに文部省だけの價格の決定が、現在の状況では、できないやむを得ない事情から、こういう処置をとらなければならぬということでありまして、法は要するに運営の問題でありますので、運営よろしきを得れば、文部大臣の認可となつておつても、この検定教科書の普及が可能であるという観点より見て、第十一條の運営を、検定教科書をして、やがては國定教科書に代らしめるといふ信念のもとに、文部省においてこれを育成するならば、あえてこの法案も、円滑なる配給ができるであらうということを考へまして、ここにこの十一條の運営を最も良心的に、

つまり適正なる價格を維持するということを第一條に掲げておりますが、これを條件として私は賛成したいと思ひるのであります。

さらにもう一つは、第十四條は、これは業者を制するところの一つの辛辣なる條項であります。つまり發行を停止する、あるいは三年間の發行を指示しないということでありまして、これは第九條においても、十項、十一項のごときは、現在の紙の配給制度、あるいは業者の能力と、ものを、主観的に文部省が査定いたしました、非常に不自由な苦難の間に發行される場合であるので、この第十四條の適用というやうなことも相當勘案されまして、この運営の点において御考慮を願ふのであります。

〔速記中止〕

○松本委員長 それでは続けます。高津正道君。

○高津委員 この教科書臨時措置法案は、審議期間が非常に短かいのであります。が、國民は重大関心を寄せていると思ひます。それは教科書が適宜に行き渡つていなかつたこと、それから現在教科書が変動期にあるということ、また定價をきめずに、渡してあとで定價をきめたというやうなこと、いろいろな点で國民は非常に教科書の問題を注意して見ているのであります。そしてその出された法案は、非常に急ぐ事情があるからと言われるので、まず審議期間が短くなつて、われわれはこれだけの審議では非常に不十分だと思ふのであります。けれども、もちろんわれ／＼には、この法律を改正する権利も、修正する権利もあ

るのでありますけれども、非常に急がれる事情があるらしいので、運営いかんを見極めたいと思ひます。従つて本法の実施にあつては、文部省は遺漏なきを期せられたい。

なお圓谷委員が注意された二点は私も同意見であります。われ／＼は文教委員会の一員であります。が、文部省がどのようにこの法案を実施されるかを、委員会は閉会になつてもよく注意して見ておきたい、こういう考へております。これをもつて賛成の演説を終ります。

○松本委員長 西山富佐太郎。

○西山委員 私は第十一條の定價は文部大臣の認可を経なければならぬという、この点につきまして、反対の意見をもつておるのでありますけれども、これが先ほど稲田局長のお話のごとく、教科書用圖書委員会等とよく協議を遂げるといふやうなこと、大方の意見を徴して適正な價格をきめるといふことにより、なお望むらくは業者の方の意見をもやはり考慮に入れられまして、よろしきを得れば結構である、この際その意味におきまして賛成をいたします。

それから第十二條の定價の三分に當る保証金を納めるといふ問題であります。が、これは小さい企業家にとりましては、相當長い期間資金をさすことになりまので、これは相當に苦しい問題でありますけれども、この出発にあつて、こういうこともあるいは必要であるかと思ひます。これも認めますけれども、將來においてはなるべく業者の便をはかつて、不安がなくなつたときには、こういうことを撤廃するなり、あるいはこの割合をきわめて少く

するなりしたい、こういう意見を附して賛成をいたします。

○松本委員長 黒岩重治君。

○黒岩委員 私は國民協同党を代表いたしまして、本法案に希望條件を附して賛成をするのであります。

教育の民主化を徹底いたしますところの一つの方途をいたしまして、教科書の面から民間で編纂いたしますところの検定教科書を使用し、將來は國定ものを廃止するといふお考えのもとに、暫定措置として、その過渡期における國定と検定との併用という一つの過程をたどる意味の暫定法でございまして、將來におきまして、この法の運用いかんによつては、民間の編纂にかかるとの發展を阻害するおそれがないとは限らないと思ひます。この意味において、まず文部省はこの法に盛り込まれた趣旨を十分に実現いたしますように、民間編纂の教科書の將來の發展について親心をもちて対処せられたいといふことが一点であります。

次は第六條の目録並びに見本展示会に關することでありまして、目録にも展示会に出品する見本にも、予想價格を附せられまして、使用者の便宜に供することを特に御考慮を願ひたいと思ひます。

第三点は第十一條の文部大臣の認可にあたり、教科書の定價は教科用圖書委員会に諮問しまして、民主的に基準を定めるといふことを実行していただきたいという点であります。

以上三つの希望を附しまして、本法案に賛成するものであります。

○松本委員長 これにて討論は終結いたしました。教科書の發行に關する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(議員起立)

○松本委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本委員長 それではさよう御了承願います。

○細野政府委員 教科書に関する臨時措置法につきまして可決をいただきまして厚く御礼申し上げます。委員各位から述べられました数々の御注意、御希望等は、この法案を運用する面におきまして、十分心に体して実行いたしたいと思つております。なお教科書は新学年までに全国の学生生徒一同に漏れなく確実に渡すということが、何より必要なことでありまして、今度は検定制度の過渡期でありますから、いろいろの面におきまして十分注意いたしたいと思いますが、なお委員各位からも何かと御教示を賜りたいと思つた次第であります。

○松本委員長 本日はこれをもつて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

午後三時四十九分散会

(参照)

教科書の発行に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今年より教科書の検定制度が実施せられたのであるが、現下の経済事情、用紙事情等を考えると、検定教科書の発行を発行者の自由にまかせ

るときは、教科書の都市集中、価格の不揃等の弊害を生ずる虞があるのので、当分の間、この法律によつて、教科書の需用供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適当な価格を維持して、教育に寄与しようとするものである。

その要点を述べれば、第一に、教科書の発行については、発行者の書目の届出、文部大臣の目録の作成、都道府県知事の教科書展示会の開会等により、教科書の需用数を見出し、それに基づいて発行者に発行の指示を行い、第二に、発行の確実を期するために、発行者に対し一定の責任を負わしめ、第三に、教科書の定価については、文部大臣の認可を得なければならぬことになつてゐる。

二、議案の可決理由

教育における教科書の重要性と今日の諸般の情勢とを考えると、この臨時措置法案は適當であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十九日

文部委員長 松本 淳造

衆議院議長 松岡 駒吉殿

昭和二十三年十月二十六日印刷

昭和二十三年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局